

国旗及び国歌に関する法律の施行について

(平成11年8月20日岩警発第844号警察本部長)

各 部 長
各 所 属 長

国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）が制定され、8月13日に施行された。その要点及び運用上の留意事項については、次のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 制定の要点

(1) 国旗（第1条関係）

国旗は、日章旗とし、その制式を定めた。

(2) 国歌（第2条関係）

国歌は、君が代とし、その歌詞及び楽曲を定めた。

2 運用上の留意事項

(1) 今後新たに国旗を購入等する場合は、本法律で規定された制式に基づくものとする
こと。

(2) 開庁時及び祝日においては、庁舎における国旗の掲揚に努めること。

(3) 各種行事を開催する場合には、その内容に即して、国旗を掲揚するとともに
国歌の斉唱、演奏等に努めること。